## ○学校法人大阪電気通信大学寄附行為

昭和37年4月1日

制定

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、学校法人大阪電気通信大学と称する。

(事務所の所在地)

第2条 この法人は、その主たる事務所を大阪府寝屋川市初町18番8号に、従たる事務所を大阪府守口市橋波西之町1丁目5番18号におく。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、教育基本法(昭和22年法律第25号)、学校教育法(昭和22年法律第26号) 及び私立学校法(昭和24年法律第270号)に基づいて学校教育を行い、社会に寄与する有為 な人材を育成することを目的とする。

(設置する学校)

- 第4条 この法人が、前条の目的を達成するために設置する学校は、次の各号に掲げるものとする。
  - (1) 大阪電気通信大学

大学院

工学研究科

医療福祉工学研究科

総合情報学研究科

工学部

電気電子工学科

電子機械工学科

機械工学科

基礎理工学科

環境科学科

建築学科

医療健康科学部

医療科学科

理学療法学科

健康スポーツ科学科

情報通信工学部

情報工学科

通信工学科

総合情報学部

デジタルゲーム学科

ゲーム&メディア学科

情報学科

建築・デザイン学部

建築・デザイン学科

(2) 大阪電気通信大学高等学校

全日制の課程

普通科

工学科

第3章 役員及び理事会

(役員)

第5条 この法人は、次の定数の役員をおく。

- (1) 理事 13名以上15名以内
- (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任し、評議員会に報告する。 電子の職を解任するときも、同様とする。
- 3 第13条第1項第1号及び第2号の理事のなかで兼務する者がある場合の理事の定数は、本条 第1項第1号の理事の数から兼務数を減じた定数とする。

(理事会)

第6条 この法人に理事をもって組織する理事会をおく。

- 2 理事会は、この法人の次の各号に掲げる業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
  - (1) 法人及び法人が設置する学校の組織及び運営に関する基本方針
  - (2) 第27条に定める評議員会における議決事項及び第28条に定める評議員会における諮問事項
  - (3) 理事会が行う理事、評議員、理事長、副理事長、専務理事及び常務理事の選任

- (4) 諸規則等において、理事会の承認が必要と定められている事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか議長が理事会において審議を必要と認めた事項
- 3 理事会は、理事長が招集する。
- 4 理事会に議長をおき、理事長をもって充てる。
- 5 理事会を招集するには、各理事に対し、会議の7日前までに会議開催の日時及び場所並び に会議に付すべき事項を示して発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、こ の限りでない。
- 6 理事会は、招集にあたって、あらかじめ会議に付すべき事項として通知に示されなかっ た内容については議決することができない。
- 7 理事長は、理事総数の3分の1以上の理事から会議に付すべき事項を示して、理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から10日以内にこれを招集しなければならない。
- 8 理事長が前項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。
- 9 前項又は第15条第2項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
- 10 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければその議事を開き議決することができない。 ただし、第13項の規定による除斥のため過半数に達しないときはこの限りでない。
- 11 理事会に付すべき事項につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者又はこの法人の理事を受任者とする委任状を提出した者は、出席者とみなす。
- 12 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に特別の規定のある場合を除くほか、出席した 理事の過半数で決し、可否同数のときは議長の決定するところによる。
- 13 理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(常任理事会)

第7条 この法人に常任理事会をおく。

2 常任理事会は、理事会に諮る事案、その他法人の運営に関する重要な事項について審議する。

(理事長の職務)

第8条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

(副理事長)

第9条 この法人に副理事長をおくことができる。

- 2 副理事長は、理事のうちから理事長が推薦した者を理事総数の過半数の議決により選任し、評議員会に報告する。副理事長の職を解任するときも、同様とする。
- 3 副理事長は、理事長を補佐する。

(専務理事、常務理事)

- 第10条 この法人に専務理事及び常務理事をおくことができる。
- 2 専務理事及び常務理事は、理事のうちから理事長が推薦した者を理事総数の過半数の議 決により選任する。専務理事及び常務理事の職を解任するときも、同様とする。
- 3 専務理事及び常務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、理事長が理事会に諮り定める 職務を行う。

(理事長職務の代理等)

- 第11条 理事長に事故のあるとき又は理事長が欠けたときは、副理事長、専務理事、常務理 事の順序で、理事長の職務を代理し、又はその職務を行う。
- 2 副理事長、専務理事及び常務理事をおかない時は、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、理事が理事長の職務を代理し、又はその職務を行う。

(理事の代表権の制限)

第12条 理事長以外の理事はこの法人の業務についてこの法人を代表しない。

(理事の選任)

- 第13条 理事は、次の各号に掲げる者とする。
  - (1) 大阪電気通信大学学長及び大阪電気通信大学高等学校校長
  - (2) 法人事務局長及び大学事務局長
  - (3) 副学長、学部長及び共通教育機構長のうちから理事会において選任された者2名以上 3名以内
  - (4) 評議員のうちから評議員会において選任された者3名
  - (5) 学識経験者のうちから理事会において選任された者3名以上6名以内
- 2 前項第1号、第2号、第3号及び第4号に規定する理事は、その選任の前提となる職を退い たときは理事の職を失うものとする。

(監事の選任)

第14条 監事は、この法人の理事、職員(学長、校長、教員その他の職員を含む。以下同じ。)、 評議員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。 2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

(監事の職務)

- 第15条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。
  - (1) この法人の業務を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (4) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2カ月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
  - (5) 第1号から第3号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
  - (6) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の 招集を請求すること。
  - (7) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に 出席して意見を述べること。
- 2 前項第6号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、 その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。
- 3 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する 行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法 人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを 請求することができる。

(役員の任期)

- 第16条 役員(第13条第1項第1号、第2号及び第3号の規定による理事を除く。以下本条中同じ。)の任期は、3年とする。ただし、欠員の生じた場合の補欠又は増員による役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とすることができる。
- 2 第13条第1項第3号の規定による理事について、その前提となる職に任期のない場合、理事の任期は、3年とする。

- 3 役員は、再任されることができる。
- 4 役員は、任期満了の後でも、後任者が選任されるまでは、なお、その職務(理事長にあってはその職務を含む。)を行う。

(役員の補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1をこえる者が欠けたときは、1月以内に補 充しなければならない。

(役員の解任及び退任)

- 第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上出席 した理事会において、理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会に報告することによって 解任することができる。
  - (1) 法令の規定又はこの寄附行為に違反したとき。
  - (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
  - (3) 職務上の義務に違反し、又は怠ったとき。
  - (4) 役員たるにふさわしくない非行があったとき。
- 2 役員は、次の事由によって退任する。
  - (1) 任期の満了
  - (2) 辞任
  - (3) 死亡
  - (4) 私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

(業務の決定の委任)

第19条 法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その 他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定め たものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

(議事録の作成)

- 第20条 理事会の議事については、議長は次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。
  - (1) 開催の日時及び場所
  - (2) 理事の現在数
  - (3) 議長、出席理事及び欠席理事の氏名
  - (4) 議決事項、表決数
  - (5) 議事の経過の要領

- 2 議事録には、議長及び出席した理事のうち互選された理事2名以上が署名押印しなければならない。
- 3 議事録は、常に事務所に備えておかなければならない。
- 4 利益相反取引に関する承認の議決については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

第4章 役員の損害賠償責任

(役員のこの法人に対する損害賠償責任)

- 第21条 役員は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。
- 2 前項の責任は、評議員の全員の同意がなければ、免除することができない。 (責任の免除)
- 第22条 前条第2項の規定にかかわらず、役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

(責任限定契約)

- 第23条 第21条第2項の規定にかかわらず、理事(理事長、副理事長、専務理事、常務理事、業務を執行したその他の理事又はこの法人の職員でないものに限る。)又は監事(以下この条において「非業務執行理事等」という。)が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金100万円以上であらかじめ定めた額と私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。(理事が自己のためにした取引に関する特則)
- 第24条 前2条の規定は、理事が自己のためにしたこの法人との取引によって生じた損害をこの法人に対し賠償する責任については、適用しない。

第5章 評議員会及び評議員

(評議員会)

第25条 この法人に評議員会をおく。

- 2 評議員会は、32名の評議員をもって組織する。
- 3 評議員会は、理事長が招集する。
- 4 評議員会に常任議長1名、常任副議長1名をおき、評議員の互選によって定める。任期は3 年とする。
- 5 評議員会は、年2回以上開催する。
- 6 評議員会を招集するには、各評議員に対し、文書をもって会議開催の日時及び場所並び に会議に付すべき事項を示して通知しなければならない。
- 7 評議員会の開催通知は、会議の7日前までに発送しなければならない。ただし、緊急を要する場合にはこの限りではない。
- 8 評議員会は、その招集にあたって、あらかじめ会議に付すべき事項として通知に示され なかった事項については議決することができない。
- 9 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内にこれを招集しなければならない。
- 10 理事長が前項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した評議員全員が連名で評議員会を招集することができる。
- 11 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ会議を開き議決することができない。 ただし、第15項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
- 12 評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者、又はこの法人の評議員を受任者とする委任状を提出した者は出席者とみなす。
- 13 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 14 議長は、評議員として議決に加わることができない。
- 15 評議員会の議事について、特別の利害関係を有する評議員は、その議事の議決に加わることができない。

(評議員会の権限等)

第26条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(議決事項)

第27条 評議員会は、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 寄附行為の変更
- (2) 合併
- (3) 目的たる事業の成功の不能による解散
- (4) 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産の帰属者の選定
- (5) 基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分

(諮問事項)

- 第28条 次の各号に掲げる事項については、理事長においてあらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。
  - (1) 予算及び事業計画
  - (2) 事業に関する中期的な計画
  - (3) 借入金(当該会計年度内の収入をもって1年以内に償還する一時の借入金を除く。)
  - (4) 決算
  - (5) 役員に対する報酬等(報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益 及び退職手当をいう。以下同じ。)の支給の基準
  - (6) 予算外の重要な義務の負担又は権利の放棄
  - (7) 寄附金の募集に関する事項
  - (8) 収益を目的とする事業に関する重要事項
  - (9) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの (評議員の選任)
- 第29条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。
  - (1) この法人の理事長
  - (2) 大阪電気通信大学学長及び大阪電気通信大学高等学校校長
  - (3) 法人事務局長及び大学事務局長
  - (4) 副学長、学部長及び共通教育機構長のうちから理事会において選任された者2名
  - (5) この法人の職員のうちから互選された者7名
  - (6) この法人の設置する学校(かつて設置した学校を含む。)を卒業し、年齢25年以上の 者(この法人の職員を除く。)のうちから互選された者9名
  - (7) 学識経験者のうちから理事会において選任された者9名
- 2 前項第1号、第2号、第3号及び第4号に規定する評議員は、それぞれの選任の前提となる職を退いたときは評議員の職を失うものとする。
- 3 前項第5号の規定による評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは評議員の職を失

うものとする。

4 第1項第1号、第2号及び第3号の評議員が兼務する場合の評議員会は、当該兼務する評議員の数を減じた評議員をもって組織する。

(任期)

- 第30条 前条第1項第5号、第6号及び第7号の規定による評議員の任期は、3年とする。ただ し、欠員を生じた場合の補欠又は増員による評議員の任期は、前任者又は現任者の残任期 間とすることができる。
- 2 評議員は、再任されることができる。
- 3 評議員は、その任期満了の後でも後任者が選任されるまでは、なお、その職務を行う。 (評議員の解任及び退任)
- 第31条 評議員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、評議員総数の3分の2以上 の議決により、これを解任することができる。
  - (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
  - (2) 評議員たるにふさわしくない非行があったとき。
- 2 評議員は、次の事由によって退任する。
  - (1) 任期の満了
  - (2) 辞任
  - (3) 死亡

(議事録の作成)

第32条 第20条第1項から第3項までの規定は、評議員会について準用する。この場合において同条第2項中「理事のうち互選された理事」とあるのは「評議員のうちから互選された 評議員」と読み替えるものとする。

第6章 資産及び会計

(資産)

第33条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

- 第34条 この法人の資産は、これを分けて基本財産及び運用財産とする。
- 2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金と し、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。
- 3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の 部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。

4 寄附金品については、寄附者の指定がある場合にはその指定に従って基本財産又は運用 財産に編入する。

(財産処分の制限)

- 第35条 基本財産、運用財産中の不動産及び積立金は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない事由があるときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決を得て、その一部に限り、これを処分することができる。(積立金の保管)
- 第36条 運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、 又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として理事長が保管する。 (経費の支弁)
- 第37条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、入学検定料収入、寄附金その他の収入及び運用財産をもって支弁する。

(会計)

第38条 この法人の会計は、学校法人会計基準により処理する。

(予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画)

- 第39条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に理事長が編成し、評議員会の 意見を求め、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を経なければならない。な お、これに重要な変更を加えようとするときも同様とする。
- 2 この法人の事業に関する中期的な計画は、5年以上15年以内において理事会で定める期間 ごとに、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を経なければ ならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(決算及び実績の報告)

- 第40条 この法人の決算は、毎会計年度終了後2カ月以内に作成し、理事長から監事の監査 を求めるものとする。
- 2 理事長は、毎会計年度終了後2カ月以内に決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その 意見を求めなければならない。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第41条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決がなければならない。 借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時金を除く。)についても同様とする。 (財産目録等の備付及び閲覧)

- 第42条 この法人の財産目録、貸借対照表、収支決算書、事業報告書及び役員等名簿(理事、 監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。)は、毎会計年度終了後2カ月以内 に作成しなければならない。
- 2 この法人は、前項の書類、監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄附行為を各事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

(情報の公表)

- 第43条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。
  - (1) 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき 寄附行為の内容
  - (2) 監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容
  - (3) 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿(個人の住所に係る記載部分を除く。)を作成したとき これらの書類の内容
  - (4) 役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の支給の基準 (役員の報酬)
- 第44条 役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として 支給することができる。

(資産総額の変更登記)

第45条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後3カ月 以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第46条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終るものとする。

第7章 解散及び合併

(解散)

- 第47条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。
  - (1) 理事会における理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決

- (2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席した理事の3分の2以上の議決
- (3) 合併
- (4) 破産
- (5) 文部科学大臣の解散命令
- 2 前項第1号に掲げる事由による解散にあっては文部科学大臣の認可を、同項第2号に掲げる事由による解散にあっては文部科学大臣の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第48条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、他の学校法人又はその他教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人のうちから、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決及び評議員会の議決によって選定された者に帰属する。

(合併)

第49条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決 及び評議員会の議決を得て文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第8章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

- 第50条 この法人の寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の3 分の2以上の議決及び評議員会の議決がなければならない。
- 2 寄附行為の変更は、文部科学大臣の認可を受けなければその効力を生じない。
- 3 私立学校法施行規則(昭和25年文部省令第12号)に定める届出事項に該当する寄附行為の変更は、前項の規定にかかわらず、文部科学大臣に届け出なければならない。

第9章 補則

(書類及び帳簿の備えつけ)

- 第51条 この法人は、第42条第2項の書類のほか、次に掲げる書類及び帳簿を、常に各事務 所に備えて置かなければならない。
  - (1) 役員及び評議員の履歴書
  - (2) 収入及び支出に関する帳簿及び証憑書類
  - (3) その他必要な書類及び帳簿

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、学校法人大阪電気通信大学の掲示場に掲示して行う。

## (施行細則)

第53条 この寄附行為施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人組織変更当初の役員は次の通りとする。

役員

 理事
 前田久吉

 同
 全徳信治

 同
 沢村義夫

 同
 道田貞治

 同
 清野由三

 同
 前田富次郎

 監事
 松並勇

附 則

この寄附行為は、昭和37年4月1日から施行する。 附 則

同 上田耕作

この寄附行為は、昭和42年6月1日から施行する。

附 則

- この寄附行為は、昭和46年7月7日から施行する。 附 則
- この寄附行為は、昭和46年10月12日から施行する。 附 則
- この寄附行為は、昭和48年9月14日から施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和49年12月3日から施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和53年9月29日から施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和56年12月10日から施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和59年12月7日から施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和62年12月25日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成元年8月14日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成2年3月19日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成2年10月8日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成4年3月27日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成5年6月24日から施行する。

附則

平成6年3月23日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成6年4月1日から施行する。

附則

平成6年12月21日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この寄附行為は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 (大阪電気通信大学工学部精密工学科の存続に関する経過措置)

大阪電気通信大学工学部精密工学科は、改正後の寄附行為第4条第1号の規定にかかわらず、平成8年3月31日に当該学科に在学する学生が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

- 1 平成8年8月9日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 (大阪電気通信大学工学部電子物性工学科および応用電子工学科の存続に関する経過措置)

大阪電気通信大学工学部電子物性工学科および応用電子工学科は、改正後の寄附行為第4条第1号の規定にかかわらず、平成9年3月31日に当該学科に在学する学生が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附則

- 1 平成9年12月19日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 (大阪電気通信大学工学部の存続に関する経過措置)

大阪電気通信大学工学部は、改正後の寄附行為第4条第1号の規定にかかわらず、平成10 年3月31日に在学する学生が当該学部に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

この寄附行為は、平成11年12月22日の文部大臣認可の日から施行する。

附 則

平成11年7月28日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成12年4月1日から施行する。

附則

- 1 平成12年2月3日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 (大阪電気通信大学情報工学部の存続に関する経過措置)

大阪電気通信大学情報工学部は、改正後の寄附行為第4条第1号の規定にかかわらず、平成12年3月31日に在学する学生が当該学部に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附則

平成12年12月21日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成13年4月1日から施行する。

附則

平成13年9月28日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成14年4月1日から施行する。 (大阪電気通信大学工学部第1部および工学部第2部知能機械工学科の存続に関する経過措置)

大阪電気通信大学工学部第1部および工学部第2部の知能機械工学科は、改正後の寄附行為 第4条第1号の規定にかかわらず、平成14年3月31日に在学する学生が当該学科に在学しなく なるまでの間、存続するものとする。

附則

平成14年3月29日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成14年4月1日から施行する。

(大阪電気通信大学短期大学部電子情報学科第1部の存続に関する経過措置)

大阪電気通信大学短期大学部電子情報学科第1部は、改正後の寄附行為第4条第2号の規定にかかわらず、平成14年3月31日に在学する学生が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附則

この寄附行為は、平成14年7月30日文部科学大臣認可の日から施行する。

附則

平成14年10月28日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成15年4月1日から施行する。

附則

この寄附行為は、平成15年8月14日文部科学大臣認可の日から施行する。

附則

この寄附行為は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この寄附行為は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この寄附行為は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成17年9月8日文部科学大臣認可の日から施行する。

附則

この寄附行為は、平成18年4月1日から施行する。

(大阪電気通信大学工学部第1部電子材料工学科、情報通信工学部光システム工学科および総合情報学部メディア情報文化学科の存続に関する経過措置)

大阪電気通信大学工学部第1部電子材料工学科、情報通信工学部光システム工学科および総合情報学部メディア情報文化学科は、改正後の寄附行為第4条第1号の規定にかかわらず、平成18年3月31日に在学する学生が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

この寄附行為は、平成19年4月1日から施行する。

(大阪電気通信大学工学部第1部通信工学科および光システム工学科の存続に関する経過 措置) 大阪電気通信大学工学部第1部通信工学科および光システム工学科は、改正後の寄附行為 第4条第1号の規定にかかわらず、平成19年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在 学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

この寄附行為は、平成20年4月1日から施行する。

附即

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成20年9月22日)から施行する。

附則

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日(平成20年10月31日)から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成21年4月1日から施行する。

(大阪電気通信大学工学部電子工学科の存続に関する経過措置)

大阪電気通信大学工学部電子工学科は、改正後の寄附行為第4条第1号の規定にかかわらず、 平成21年3月31日に在学する学生が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとす る。

附 則

この寄附行為は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成24年5月26日から施行する。

附則

この寄附行為は、平成25年4月1日から施行する。

(大阪電気通信大学総合情報学部メディアコンピュータシステム学科の存続に関する経過 措置)

大阪電気通信大学総合情報学部メディアコンピュータシステム学科は、改正後の寄附行為 第4条第1号の規定にかかわらず平成25年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学 しなくなるまでの間、存続するものとする。

附則

この寄附行為は、平成25年6月1日から施行する。

附則

この寄附行為は、平成26年4月1日から施行する。

(大阪電気通信大学金融経済学部アセット・マネジメント学科の存続に関する経過措置) 大阪電気通信大学金融経済学部アセット・マネジメント学科は、改正後の寄附行為第4条 第1号の規定にかかわらず、平成26年3月31日に在学する学生が当該学科に在学しなくなるま での間、存続するものとする。

附 則

この寄附行為は、平成28年11月1日から施行する。

附則

この寄附行為は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成30年4月1日から施行する。

附則

- 1 2020年3月26日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、2020年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第16条の規定に関わらず、改正により選任された理事の任期は、2021年3月7日 迄とする。
- 3 改正後の第30条の規定に関わらず、改正により選任された評議員の任期は、2021年3月7日迄とする。

(大阪電気通信大学医療福祉工学部各学科の存続に関する経過措置)

4 大阪電気通信大学医療福祉工学部医療福祉工学科、理学療法学科及び健康スポーツ科学 科は、改正後の寄附行為第4条第1号の規定にかかわらず、2020年3月31日に当該学部学科 に在学する者が当該学部学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附則

この寄附行為は、2020年12月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、2022年4月1日から施行する。

附則

この寄附行為は、2024年4月1日から施行する。